

# 秋田県地域医療構想調整会議設置要綱

## (目的)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定に基づき、構想区域（同法第30条の4第2項第7号に規定する「構想区域」をいう。）ごとに、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想（同号に規定する「地域医療構想」をいう。以下同じ。）の達成を推進するために必要な事項について協議を行うため、次に掲げる地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

- (1) 大館・鹿角地域医療構想調整会議
- (2) 北秋田地域医療構想調整会議
- (3) 能代・山本地域医療構想調整会議
- (4) 秋田周辺地域医療構想調整会議
- (5) 由利本荘・にかほ地域医療構想調整会議
- (6) 大仙・仙北地域医療構想調整会議
- (7) 横手地域医療構想調整会議
- (8) 湯沢・雄勝地域医療構想調整会議

## (所掌事項)

第2条 調整会議は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 地域の病院及び有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有
- (3) 在宅医療等の充実に関する協議
- (4) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律 第64号）第4条の規定に基づく都道府県計画に盛り込む事業に関する協議
- (5) その他の地域医療構想の達成の推進に関する協議

## (組織及び委員の任期)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、秋田県健康福祉部長が委嘱する。

- (1) 市町村及び関係行政機関の職員
- (2) 医療関係者
- (3) 医療保険者
- (4) 介護関係者
- (5) その他の関係者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (運営)

- 第4条 調整会議は、秋田県健康福祉部医務薬事課長が招集し、会務を総理する。
- 2 委員は、やむを得ない理由により調整会議に出席することができない場合に、当該委員の所属する団体の中から代理人を選任し、出席させることができる。
- 3 調整会議は、必要に応じて調整会議委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 調整会議に必要に応じて、専門部会を置くことができる。
- 5 調整会議の公開については、「審議会の会議の公開に関する指針」（平成11年1月3日制定）に基づき実施する。

#### (報償費及び旅費)

- 第5条 県は、第3条第1項による委員並びに第4条第2項及び第3項による出席者（以下「委員等」という。）に対し報償費及び旅費を支払うものとする。
- 2 委員等に対する報償費及び旅費に関しては、県の「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」（昭和31年秋田県条例第35号）の例による。

#### (庶務)

- 第6条 調整会議の庶務は、秋田県健康福祉部医務薬事課（以下「医務薬事課」という。）において処理する。なお、医務薬事課は、必要に応じて県の各地域振興局福祉環境部に協力を求めることができる。

#### (その他)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営等に関し必要な事項は、議長が調整会議に諮って定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成29年1月6日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以後最初に委嘱を受ける委員の任期は、要綱第3条第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。